

鳥取県告示第416号

平成18年鳥取県告示第239号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金を変更し、及び追加することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき平成20年5月26日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成20年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後				改正前			
1 利用料金				1 利用料金			
(1) 略				(1) 略			
(2) 設備利用料				(2) 設備利用料			
ア 梨花ホール				ア 梨花ホール			
区 分			利用料	区 分			利用料
種別	設 備 名	設置数		種別	設 備 名	設置数	
略				略			
音響 設備 器具	略		音響 設備 器具	略			
	効果卓	1	1セット1 回につき 3,050円		効果卓	1	1セット1 回につき 3,050円
					コンピュートミキ サー	1	1セット1 回につき 2,340円
					レコードプレーヤ ー卓	1	1セット1 回につき 1,120円
					オープンテープデ ッキ卓	2	1セット1 回につき 1,630円
略				略			
	DATデッキ	2	1台1回につ つき 810円		DATデッキ	2	1台1回につ つき 810円
	ステージスピーカ ー	2	1台1回につ つき 1,120円				

ステージモニター スピーカー	12	1回1台に つき 1,120円
ステージモニター スピーカー（アン プ内蔵型）	4	1台1回に つき 1,320円
略		
マイク（コンデン サ型）	57	1本1回に つき 910円
略		
ブームスタンド	35	1本1回に つき 200円
略		
ポータブルミキサ ー	4	1セット1 回につき 1,220円
略		
MDレコーダー	4	1台1回に つき 1,010円
マスターレコーダ ー	2	1台1回に つき 1,010円
HDレコーディン グシステム	1	1セット1 回につき 1,010円
略		

備考 略

イ及びウ 略

2 略

ステージモニター スピーカー	2	1台1回に つき 1,120円
フロアモニター スピーカー	2	1台1回に つき 1,320円
略		
マイク（コンデン サ型）	28	1本1回に つき 910円
略		
ブームスタンド	30	1本1回に つき 200円
略		
ポータブルミキサ ー	2	1セット1 回につき 1,220円
略		
MDレコーダー	2	1台1回に つき 1,010円
コンデンサーマイ ク	5	1本1回に つき 910円
コンデンサーマイ ク（卓上型）	5	1本1回に つき 910円
略		

備考 略

イ及びウ 略

2 略

附 則

この告示は、平成20年6月3日から施行する。